

小金井市市民協働推進委員会 公募委員選考基準

1 公募委員の役割等

(1) 根拠規定

小金井市市民協働推進委員会設置要綱

(2) 役割

市民協働の更なる推進を図るため、協働施策等について協議する。

(3) 任期

依頼の日から2年間

(4) 会議

任期中に年4回程度（予定）の会議に出席し、検討等に参画する。

なお、会議に出席した委員に対しては、謝礼を支給する。（委員長：11,000円、委員：10,000円）

2 募集と応募

(1) 募集人員

2人

(2) 募集対象

市内在住・在勤・在学で、令和7年12月1日現在18歳以上の市民協働の推進に関心のある方（国籍は問いません。）。ただし、既に市が設置している附属機関等の委員は、原則として兼任は1つまでとする。

なお、協議内容に関わる施策には、委員やその関係団体が応募できない場合がある。

(3) 募集期間

令和7年12月10日から令和8年1月16日まで

(4) 募集方法

募集の周知は、市報（令和7年12月15日号）及び市のホームページで行う。

3 選考方法

指定テーマ「市民協働を推進するために必要なこと」に対する提出論文について審査し、選考する。

4 応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、指定テーマの論文（800字～1,200字）とともに、令和7年1月16日（必着）までに市申込フォーム、郵送または直接コミュニティ文化課文化推進係へ提出する。

5 選考基準

提出された論文の内容を審査の上決定する。ただし、男女の偏りについても考慮するものとする。

6 論文審査

提出された論文は、次の各項目を審査し、各項目の得点集計により評価する。

- (1) 現状や課題を的確にとらえているか。
 - (2) 先見性があり、かつ現実的な主張であるか。
 - (3) 検討に必要な知識があるか。
 - (4) 社会的に公平・中立な立場で検討できるか。
 - (5) 審議をまとめる協調性があるか。
- ※ 各項目につき10点満点とする。

7 選考委員会

公募委員の選考に当たっては、小金井市市民協働推進委員会委員選考委員会を設置し、市民部に関する事務を担任する副市長、教育長、市民部長、企画財政部長、コミュニティ文化課長が選考委員となる。

8 選考結果

選考結果については、応募者全員に通知する。

なお、応募論文は、選考後速やかに応募者に返却する。

9 その他

小金井市市民協働推進委員会委員の公募・選考に関する庶務は、コミュニティ文化課文化推進係において処理する。